

(様式第2号)

### 第23回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成23年11月19日(土) 9:00~11:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 山口総務部長 田嶋契約検査課長 下岡総務部主幹(検査担当課長) 辻建築課長 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

#### 1 会議次第

##### (1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成23年度上半期執行分)
- ② 特別簡易型総合評価落札方式による入札の執行状況報告
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成23年度上半期執行分)
- ④ その他
  - ・落札率の高かった案件に対する対応について
  - ・予定価格、最低制限価格の公表について
  - ・造園工事、剪定・除草業務委託の契約状況
  - ・芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書の実施状況報告について

#### 2 提出資料

- 資料I1(1)1 契約検査課執行入札状況平成23年度上半期  
(平成23年4月~23年9月)
- 資料I1(1)2 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- 資料I1(1)3 契約検査課所管公共工事入札状況  
参加業者・落札者区分別一覧表
- 資料I1(1) 抽出事案関係書類(写し)
- 資料I1(3) 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成23年度上半期  
(平成23年4月~23年9月)
- 資料I1(4)1① 契約検査課所管公共工事入札状況(落札率95%以上)
- 資料I1(4)1② 入札結果一覧 落札率95%以上のもの平成23年上半期  
(平成23年4月~平成23年9月)

- 資料 I 1 (4) 1 ③ 平成 22 年度入札結果等 (阪神 7 市状況)
- 資料 I 1 (4) 1 ④ 入札契約制度改善委員会報告書 (提言)
- 資料 I 1 (4) 2 予定価格・最低制限価格の公表について
- 資料 I 1 (4) 3 造園業者別落札率について
- 資料 I 1 (4) 4 ① 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書における改善策  
進行状況一覧表 (平成 23 年 1 1 月)
- 資料 I 1 (4) 4 ② 随意契約のサンプリング調査の実施について

### 3 審議経過

(1) 入札・契約手続の運用状況等 (平成 23 年 4 月～23 年 9 月) を報告

- ・ 公募型指名競争入札 4 件  
(うち、特別簡易型総合評価落札方式によるもの 1 件)
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 45 件
- ・ 随意契約方式 10 件

(事務局)

平成 23 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに指名競争入札の工事が 45 件、うち入札中止が 1 件あった。それは建築工事で阪急芦屋川の北側の便所棟の建替への案件で、市内業者 7 社を指名し、電子入札により入札を行う予定でしたが、6 社が辞退したため、入札を取り止めた。改めて積算を行い、10 月 4 日に辞退しなかった市内業者 1 社と市外業者 6 社の計 7 社で電子入札を行った結果、市内業者が落札した。

指名競争入札の設計等業務委託は 7 件、その他の業務委託は 40 件の入札を行った。

随意契約の工事は 10 件、設計業務委託は 1 件、その他の業務委託は 10 件あった。

公募型指名競争入札と工事の指名競争入札については全部で 49 件あった。

電子入札については、公募型指名競争入札、市内業者を対象とした指名競争入札について、原則電子入札とし、49 件中 (入札中止 1 件含む) 29 件を電子入札で執行した。

これまでは土木・舗装・建築・造園の 4 工種を電子入札で行っていたが、今年度は 8 月以降電気工事を加え、5 工種について電子入札を行っている。

平成 23 年度上期は 500 万円未満の入札は 22 件行い、平均落札率 80.58%、平成 22 年度と比べると 4%ほど落札率は下がっている。1,000 万円以上 3,000 万円未満の案件について、平成 23 年度上期では 6 件入札を行い、平均落札率 77.5%で約 4%下がっている。3,000 万円以上 8,000 万円未満については、3 件で 82.33%、平成 22 年度と比べると約 4%上がっている。48 件の平均落札率は 79.35%、平成 22 年度より約 1%上がり、平成 21 年度とほぼ同等です。平成 19 年度以降、80%前後で推移している。

市内業者のみでの入札執行案件については、平成 23 年度上期は 28 件で、平均落札率は 79.32%、平成 22 年度と比べると約 3%下がり、市内業者間でも競争性が働いているものと思われる。

抽選により落札決定した件数は、平成 23 年度上期には 10 件あり、平均落札率は 75.20%です。

平成 21 年度から導入した特別簡易型総合評価落札方式による入札を 1 件執行した。

(質疑・意見)

市内業者だけでも数年前は落札率が高かったが、平成 21 年度頃からほとんど 90%台はなくなり、全体としてみれば競争性があり、談合はなくなっていると言える。

平成 20～21 年度にかけて落札額が急落しているのは何が原因か。

(事務局)

平成 21 年度から電子入札を本格稼働したことと、市内業者優先枠を 3,000 万円まで引き上げたことによる市内業者の入札案件が多くなったことが要因と思われる。

(質疑・意見)

「阪急芦屋川駅前広場便所棟増築等工事」の入札中止の要因は。

(事務局)

業者からの入札辞退です。辞退した数社から聞き取り調査をしたところ、駅前で、工事車両の駐車が困難で、人の往来も多いことから、安全確保が難しいということ、また工種が多く、施工規模が小さいことから利益率が上がりにくく、下請け業者との価格交渉が難しいとのこと。

(質疑・意見)

周辺のコストは工事費の積算の中に入らないのか。

(事務局)

特殊要因が明らかな場合は積み上げるが、施工がやりにくいという程度では積み上げる手段がない。

(質疑・意見)

総合評価落札方式は地域貢献度で消防団や災害協定に入っている市内業者ならあわせて 5 点取れるが、市内業者はあまり地域貢献していないのか。

(事務局)

総合評価落札方式では、最低制限価格で応札すると地域貢献度の高い市内業者が落札する傾向にあるが消防団等の加入率は少ない。

(質疑・意見)

評価項目は本来、技術者評価・企業評価・地域貢献度等を満たしてほしいという思いがある。政策誘導だから仕方ない面もあるが、市内業者も高得点を取るような努力をしてほしいということです。そういう企業を育てていこうという意味で、総合評価落札方式は国土交通省が進めている。

(事務局)

評価項目内容についても今後検討していきたい。

・抽出案件について

指定委員により抽出された、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 1 件、随意契約 1 件の 3 案件について、入札・契約に至る経過を説明

(主な意見・質疑等)

更生工事でライニング関係の協会に加入していなければ受注できないのか。

「JR 以南道路構造物補修工事」と「JR 以北道路構造物補修工事」で予定価格は同じなのに落札率に差があるのは。

点検整備は専門的な知識・経験が必要か。

(事務局)

「技術審査証明書を受けた下水道管更生工法」が条件となっているため、技術審査を受けている工法でなければならない。

落札率に差が出たことについて担当課に聞いたところ、市北部の方が道幅等が狭く施工しにくいところがあるのかもしれないという見解だった。

機械整備の瑕疵担保や稼働の関係で設備の全体的な点検が必要なため、製造メーカ

一の機器に精通している業者でなければメンテナンスは難しい。

(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等(平成23年4月～23年9月)を報告

- ・ 3件で延べ8社に対して指名停止の措置  
独占禁止法違反 1件延べ6社  
不正又は不誠実な行為 1件  
安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故 1件

(4) 1 その他

①落札率の高かった案件に対する対応について

(事務局)

当委員会でも抽出案件に入っていた平成22年度の入札において、土木工事1件・建築工事1件・造園工事1件が100%の落札率となっている案件について本年9月の決算委員会でも市議会より競争性が働いていないのではないかという指摘があった。

落札率95%以上の入札は平成21年度が2件、平成23年度上半期は2件に対して、平成22年度は8件であった。全体の落札率は低いが、突出した案件で落札率の高いものが発生している。殆どが市内業者のみでの入札で発生しているが、平成23年度の2件のうち1件は市外業者のみで入札したものが落札率97.07%です。原因は、東日本大震災の影響で資材の調達が困難だったためと考えられる。

入札参加業者が市内業者のみの平均落札率で、阪神7市の状況と比較すると建築工事では芦屋市は88.6%で、阪神7市で上から2番目です。舗装工事では芦屋市は78.7%で上から3番目です。造園工事では芦屋市は85.3%で上から3番目。土木工事は81.8%で上から4番目です。除草剪定業務委託では芦屋市は96.7%で阪神間で一番高くなっています。各市ともに工種によって平均落札率に高低差があります。

(質疑・意見)

予定価格の低い案件で90%というのはある意味でやむを得ないと思う。これは指名競争入札か。

(事務局)

平成22年度の100%の3件については、市内業者のみでの指名競争入札です。3件のうち、2件は多くの辞退者が出て2～3社が100%で応札し、くじ引きとなった。当該工事場所は閑静な住宅地内であり、道路幅も広くないため施工がやりにくかったと考えられる。

(質疑・意見)

個別に聞くと、それなりの理由があることがわかる。

(事務局)

当該工事は7社指名し、3社が100%の応札、3社が辞退、1社が失格です。平成14年4月から建設工事の入札時に積算内訳書(総括表)の提出を条件としているが、詳細の積算内訳書までは求めていないため、事務局としては落札業者に詳細な積算をしているかを確認するために、95%以上の落札率であった案件について、試行的に落札業者のみに詳細の積算内訳書の提出を求めるよう検討している。また、落札業者に担当課の積算等について聞取り等を行う必要もあると考えている。

(質疑・意見)

95%以上の落札率であった案件について、談合があったかどうか分からないが、落札した業者は仕事をするために積算はしている。むしろ、落札しない業者が積算していないのではないかと思われるが、しばらくは落札業者のみに詳細の積算内訳書の提出させることを試みてください。

(事務局)

来年度に試行します。

(質疑・意見)

予定価格や最低制限価格がわかっている場合に、積算はしているのか。

(事務局)

落札率 100%の応札の時でも、業者はリスク回避のため、必ず積算している。

(質疑・意見)

この対応はなかなか難しいため、もう少し様子を見る必要がある。小さい工事の落札率が 90~100%でも、あまり利益は出ないため、ある程度は仕方ないが、数千万円単位の工事に競争性が働いていないとすると、何らかの対策を取らなければならない。

(4) 2 予定価格・最低制限価格の公表について

(事務局)

神戸市を含む阪神間の各市と県の状況をまとめた。市議会より最低制限価格でのくじ引きによる落札についてどうかという意見があったので、再度取上げた。各市の公表状況について、予定価格は県を除いて事前公表で、最低制限価格は芦屋市・宝塚市以外は事後公表になってきている。注意すべき点は他市では予定価格、最低制限価格の事前公表には不祥事を防ぐことができるというメリットがある反面、積算せずに入札することが可能になるため、品質が確保できない恐れが生じるというデメリットがある。事後公表にしたことにより、落札額も若干、上がっている。最低制限価格以下の入札も入札毎に2社程発生し、入札が無効になってしまっている。阪神間の市内業者のみの落札率を見ても、芦屋市はそれほど高くないかと思う。他市では事後公表しても、落札率が上がってしまったり、失格者が増えたりという状況が発生している。

(質疑・意見)

県はどうなっているか。

(事務局)

全部事後公表です。国と県は全部事後公表にするよう指導している。

(質疑・意見)

最低制限価格を事後公表にするのは、くじ引きをなくすという面ではいいが、職員が事件に巻き込まれる恐れがあることが問題となる。

(事務局)

芦屋市は昨年逮捕者を出してしまったことと以前にも逮捕者があったので、事前公表にすることで透明性を優先している。

最低制限価格を事前公表しているのは芦屋市と宝塚市だけです。他市は国や県の指導もあり、事後公表に変わってきている。

(質疑・意見)

どのような結果が出るか、何件かピックアップして試行してみるのはいかがでしょうか。

色々な方法を試行して、入札監視委員会で報告してください。

(事務局)

来年度に何件か試行します。

#### (4) 3 造園工事、剪定・除草業務委託の契約状況

(事務局)

当委員会から指摘されている造園工事・剪定業務委託について落札率が高い経緯は、造園工事において落札率 85%程度で他工種と遜色ないが、除草・剪定においては平成 19 年度から平成 23 年度で 95%と高止まりしている。特に河川内除草は 96～98%と突出している。河川内除草について担当課に確認すると、芦屋市域の河川は河川敷に車が入れないため、集めた草をクレーンで吊り上げて車に積込むことになるので、手間がかかると聞いている。

(質疑・意見)

剪定業務委託の請負額はどのくらいか、また落札業者の偏りはあるのか。

(事務局)

1 件当たり 500 万円未満の少額のものとは 2,000～3,000 万円程度のもので。また、毎回同じ地域の剪定業務を落札する等、一部には業者の偏りも見られる。理由としては、地元業者は地域の特殊事情に精通しているため、住民とのトラブルを事前に防げるからではないかと考えられる。実際、地域の住民の意向に配慮するとともに丁寧な剪定が行われている。

(質疑・意見)

2,000～3,000 万円位の案件で落札率 95%というのは高すぎる。競争性を発揮させるために市外業者を入札に参加させたらどうか。

(事務局)

内規で 3000 万円以下の工事や業務は市内業者だけで入札することとなっている。市内の造園業者は規模の小さいところが多いが、台風等の災害時には市内の業者に頼らねばならない。なお、芦屋市の造園工事の落札率は阪神間では真ん中ぐらいです。

(質疑・意見)

除草・剪定に係る経費は殆どが人件費だから仕方がないのではないのか。

(事務局)

引き続き経過観察します。

#### (4) 4 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書の実施状況報告について

- ・ 随意契約における単価契約制度の導入

(事務局)

市内の舗装補修工事で試行的に行っているが、10 月の入札案件のため、内容については平成 23 年度下期で報告する。他の工種でも導入を検討している。

- ・ サンプルング調査の実施

(事務局)

ガイドラインにも掲載している随意契約の実施状況を把握するために、50 万円以下の小規模の随意契約の状況について 10 月に実施した。

平成 23 年度上半期は全 35 課より 347 件の報告があり、その中から 3 課 19 件の案

件を抽出した。調査内容は①決められた書類が添付され、契約まで正しい手順で行われているか。②随意契約理由が妥当か③契約方法は妥当か④業者の選定は適正に行われているかについて調査を行った。その結果、添付書類の不備・決裁の合議、供覧漏れという不備および分割発注と思われる内容が報告されている。これらについては、契約検査課より各所管課に文書で指導する予定です。今後調査結果については当委員会に報告を考えています。

(質疑・意見)

分割発注と思われるのはどのような案件なのか。

(事務局)

施設の補修に関する案件で数件にまとめられそうな工事と思われたために、調査対象として抽出した。所管課に設計をできる者がいないということで、小額で発注していたようです。文書指導をするとともに暫くは状態を確認しながら指導していく予定です。